平成２６年（フ）第２１９号
青森市浪打２丁目１番14号
債務者　佐々木大蔵
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２６号
青森市沖館３丁目２番51号　コーポ柿崎３号
債務者　工藤　直人
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６８号
青森県五所川原市稲実米崎88―２　シニアパンション五所川原・稲実、住民票上の住所青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬125番地15
債務者　山本　　貞
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第１２１号
青森県弘前市大字金属町５番地１　弘前温清園
債務者　赤石　正一
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１２２号
青森県弘前市大字自由ケ丘３丁目２番地２
債務者　赤石カズヱ
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１３４号
青森県青森市浪岡大字浪岡字岡田５番地31
債務者　亀山美智子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１４０号
青森県弘前市大字宮川３丁目17番地９　チャービルハウスＣ―５号
債務者　舘山　一恵
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第３５３号
神奈川県秦野市曽屋２―６―４　レオパレス秦野第９―202号室、住民票上の住所神奈川県小田原市板橋155番地
債務者　前田　忠臣
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３８０号
神奈川県秦野市曽屋6023番地の４
債務者　牛込　豊可
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４０３号
神奈川県秦野市渋沢２―20―10　ハイツマルイ101、住民票上の住所神奈川県秦野市栃窪176番地の13
債務者　石井　洋子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４１３号
神奈川県厚木市上荻野6302番地32
債務者　永田　健司（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１７１６号
名古屋市天白区植田山４丁目218　ドルミール植田山202号室、住民票上の住所名古屋市名東区神丘町２丁目17番地　三旺マンション神丘公園203号
債務者　太田　義則
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７２５号
名古屋市天白区福池２丁目425番地　アーバニア福池305号
債務者　松ケ枝友香
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７４９号
愛知県春日井市東野町西３丁目５番地１　県営松原住宅７号棟403号室
債務者　山岸　映子
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７５７号
名古屋市西区丸野２丁目88番地　株式会社ミヤビコーポレーション内、従前の住所名古屋市北区志賀町５丁目13番地　市営東志賀荘１棟703号
債務者　山本　美香（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６４６号
名古屋市中川区小本１丁目２番６号　ベルメゾン常磐303
債務者　井澤　　登
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６８号
北海道帯広市西16条南６丁目28番12号
債務者　中政工業こと　中原　政志
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係